



2021年6月11日

各 位

会社名 富士興産株式会社
代表者名 代表取締役社長 保谷 尚登
(コード番号：5009 東証第1部)
問合せ先 総務部長 塩野 和志
(TEL. 03-6859-2050)

買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、2021年5月24日の取締役会で導入を決議したアスリード・ストラテジック・バリュース・ファンド及びアスリード・グロース・インパクト・ファンド（以下「公開買付者ら」といいます。）によって2021年4月28日に開始された当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に対する対応方針（以下「本対応方針」といいます。なお本対応方針の詳細については、2021年5月24日付け「アスリード・ストラテジック・バリュース・ファンド及びアスリード・グロース・インパクト・ファンドによる当社株式を対象とする公開買付けを受けた当社の対応方針（既に具体化している公開買付けを含む大規模買付行為への買収防衛策）に関するお知らせ」（以下「本対応方針プレスリリース」といいます。）をご覧ください。）に基づき、取締役全員の一致により、下記「Ⅲ. 新株予約権の発行要項」に記載の第1回A新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を株主の皆様は無償で割り当てることにつき、以下のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本取締役会において、2021年7月末日を本新株予約権の無償割当てに係る基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様をもって、本新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様と定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、下記「Ⅰ. 本新株予約権の無償割当て」の「3. 本新株予約権の無償割当ての中止の可能性」に記載のとおり、事後的にはなりますが、2021年6月24日開催の当社第91回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本対応方針すなわち公開買付者らによる本公開買付け等に対する対応方針の導入に係る承認の件（以下「本第3号議案」といいます。）、及び本新株予約権の無償割当ての件（以下「本第4号議案」といいます。）のいずれか一つでも承認可決されなかった場合には、本新株予約権の無償割当てを中止します。

また、本新株予約権の効力発生日までに、公開買付者らによって本公開買付けが撤回された場合、又は、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた当社株式の総数が買付予定数の下限 1,853,100 株を満たさず本公開買付けが不成立となった場合において、本新株

予約権の無償割当ての必要性がなくなったと判断したときには、当社独立委員会の意見を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てを中止することを予定します。

I. 本新株予約権の無償割当て

1. 本新株予約権の無償割当ての決定に至った経緯及び理由

2021年5月24日付け本対応方針プレスリリースに記載のとおり、当社は、2021年5月24日開催の取締役会において、本対応方針、すなわち当社の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、公開買付者らからの当社株式を対象とする公開買付けがなされている状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針を導入することを決議いたしました。

2021年5月28日、当社は、取締役会において、公開買付者らによって2021年4月28日に開始された当社株式に対する公開買付けに関して、2021年5月28日付け「アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド及びアスリード・グロース・インパクト・ファンドによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（反対）及び株主意思確認を当社第91回定時株主総会で行うことのお知らせ」に公表しましたとおり、本公開買付けに対して反対の意見を表明すること並びに本第3号議案及び本第4号議案を、本定時株主総会の議案として上程することを決議しました。

あわせて当社は公開買付者らに対して、2021年5月28日付け書簡において、2021年6月9日の正午を期限として、公開買付期間終了日を2021年6月25日以後まで延長することを要請いたしました。

これに対し、2021年6月8日付け「アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド及びアスリード・グロース・インパクト・ファンドによる当社株式に対する公開買付けの公開買付期間終了日の延長要請が拒絶されたことに関するお知らせ」に公表しましたとおり、公開買付期間終了日が延長されないため、このままでは、株主意思確認総会を経ることなく本公開買付けは6月14日に終了してしまいます。

この場合、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関し、大規模買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保できず、また、株主の皆様のご意思を事前に確認する機会も確保できないため、かかる場合には、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、株主意思確認総会を経ることなく、特段の事由がない限り、対抗措置を発動する方針であることは、2021年5月28日付け「アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド及びアスリード・グロース・インパクト・ファンドによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（反対）及び株主意思確認を当社第91回定時株主総会で行うことのお知らせ」の6.(2)③(ii)にお知らせしたとおりです。

そこで大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関し、大規模買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保するため、及び、株主の皆様のご意思を事前に確認する機会を確保するためには、本新株予約

権の無償割当て及び基準日の設定が必要であると考え、2021年6月9日に独立委員会に諮問しました。本日、独立委員会は、独立委員3名全員の一致により、取締役会に対し、本新株予約権の無償割当て及び基準日の設定を勧告いたしました。

かかる独立委員会の勧告を受け、取締役会は、取締役全員の一致により、本対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを決議いたしました。

2. 本新株予約権の無償割当ての内容

本新株予約権の無償割当ての内容は、下記「Ⅲ. 新株予約権発行要項」に記載のとおりです。

3. 本新株予約権の無償割当ての中止の可能性

事後的にはなりますが、2021年6月24日開催の本定時株主総会において、本第3号議案及び本第4号議案のいずれか一つでも承認可決されなかった場合には、本新株予約権の無償割当てを中止します。

また、本新株予約権の効力発生日までに、公開買付者らによって本公開買付けが撤回された場合、又は、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた当社株式の総数が買付予定数の下限 1,853,100 株を満たさず本公開買付けが不成立となった場合において、本新株予約権の無償割当ての必要性がなくなったと判断したときには、当社独立委員会の意見を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てを中止することを予定します。

本公開買付けの撤回を当社が確認し、又は本新株予約権の無償割当ての中止を決定した場合には、当社は、適時にその旨を開示いたしますので、引き続き、当社が開示する情報にご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降に公開買付者による本公開買付けが撤回された場合において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から本対抗措置の発動の継続が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、本対抗措置発動の停止、すなわち本新株予約権発行要項第12項(3)に従い割り当てた全ての本新株予約権の無償取得を決議した場合は、同決議に従い、全ての新株予約権を無償取得します。

4. 今後の手続・日程

本新株予約権の無償割当て及びその行使等に係る主要なスケジュールは、以下のとおりです。

2021年6月11日（本日）	本新株予約権の無償割当ての取締役会決議
2021年7月末日	本新株予約権の無償割当ての基準日
2021年8月末日	本新株予約権の無償割当ての効力発生日
2021年9月1日	本新株予約権の取得

(対価として普通株式の交付(但し、非適格者(注)には、第1回B新株予約権を交付。))

2021年10月1日※第1回B新株予約権の行使期間の初日

2036年9月末日※第1回B新株予約権の行使期間の末日

(注)本新株予約権発行要項第10項(1)に定める非適格者を意味します。以下同じとします。

また、仮に本新株予約権の無償割当てが実施され効力が発生した場合においても、下記「6. 本新株予約権の取得等の方針」に記載のとおり、当社は、2021年9月1日に、本新株予約権の取得を予定していることから、本新株予約権の行使期間(2021年10月1日から2022年9月末日までの期間)において、実際には、当社取締役会の承認を得て非適格者から本新株予約権を譲り受けた者によるものを除き、株主の皆様により本新株予約権が行使されることは想定されません。

5. 本新株予約権の無償割当てが株主及び投資家の皆様に与える影響について

(1) 本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本取締役会において本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定がなされましたが、現時点においては、株主の皆様に対して本新株予約権の無償割当て自体は実施されておりません。したがって、現時点においては、株主の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の無償割当てにより、基準日(2021年7月末日)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて自動的に割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。また、本新株予約権については、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を満たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。

但し、非適格者につきましては、本新株予約権を行使することができず、また、当社は、非適格者からは本新株予約権の取得の対価として当社株式を交付することを予定しておりませんので、本新株予約権の無償割当てにより、結果的に、非適格者の法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。もっとも、非適格者であっても、当社取締役会の承認を得て、本新株予約権を第三者に譲渡する場合に

は、譲渡に伴う対価を取得することで、その経済的利益への影響を回避することが可能となっております。

なお、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降に公開買付者による本公開買付けが撤回された場合において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から本対抗措置の発動の継続が相当でないと考えられる状況に至った場合に、当社取締役会が、本対抗措置発動の停止、すなわち本新株予約権発行要項第12項(3)に従い割り当てた全ての本新株予約権の無償取得を決議し、同決議に従い、全ての新株予約権を無償取得した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が本対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、下記「6. 本新株予約権の取得等の方針」に記載のとおり、当社は、本新株予約権の無償割当てが実施された場合、本対抗措置の発動が停止されない限り、2021年9月1日に、本新株予約権の取得を予定しております。この場合、本新株予約権の新株予約権者となる株主の皆様は、本新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。

但し、非適格者の有する本新株予約権については、かかる取得の対象となりません。

なお、非適格者が、当社取締役会の承認を得て、本新株予約権を第三者に譲渡した場合には、当該本新株予約権を譲り受けた第三者は、本新株予約権に係る無償割当て要項に定める条件（第8項、第10項(2)乃至(5)及び第14項等）を満たす場合には、本新株予約権を行使することができます。

6. 本新株予約権の取得等の方針

当社は、本取締役会において、本新株予約権の無償割当てが実施された場合、2021年9月1日に、本新株予約権の取得を行うことを予定している旨を確認しております。本新株予約権の取得を決定した場合には、その詳細について速やかにお知らせいたします。

なお、上記「3. 本新株予約権の無償割当ての中止の可能性」に記載のとおり、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降に公開買付者による本公開買付けが撤回され

た場合において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から本対抗措置の発動の継続が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、本対抗措置発動の停止の決議を行い、本新株予約権に係る無償割当て要項第 12 項(3)に従い割り当てた全ての本新株予約権を無償で取得いたします。

II. 本新株予約権の無償割当てに係る基準日設定

当社は、本新株予約権の無償割当てを受ける株主を確定するため、2021 年 7 月末日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様をもって、本新株予約権の無償割当てを受ける株主といたします。

(1) 基準日 2021 年 7 月末日（土曜日）

(2) 公告日 2021 年 7 月 15 日（木曜日）

(3) 公告方法 電子公告により下記の当社ホームページに掲載いたします。

<https://www.fkoil.co.jp/ir/>

III. 新株予約権発行要項

第 1 回 A 新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

第 1 回 A 新株予約権（以下「本 A 新株予約権」という。）

2. 本 A 新株予約権の数

基準日（第 5 項で定義される。以下同じ。）における当社の最終の発行済株式の総数（但し、当社が有する当社株式の数を控除する。）とする。

3. 割当方法

株主割当の方法による。基準日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する当社株式 1 株につき、1 個の割合をもって、本 A 新株予約権を割り当てる。但し、当社が有する当社株式には、本 A 新株予約権を割り当てない。

4. 本 A 新株予約権の払込金額

無償

5. 基準日

2021 年 7 月末日

6. 本A新株予約権の割当てが効力を発生する日

2021年8月末日

7. 本A新株予約権の目的である株式の種類及び数

本A新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。

8. 本A新株予約権の行使期間

2021年10月1日から2022年9月末日までとする。

9. 本A新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本A新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(下記(2)で定義される。)に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本A新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、1円とする。

10. 本A新株予約権の行使の条件

(1) 以下の①乃至③に該当する者(以下「非適格者」という。)は、本A新株予約権を行使できない。

① アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド(Aslead Strategic Value Fund)及びアスリード・グロース・インパクト・ファンド(Aslead Growth Impact Fund)(以下「大規模買付者」という。)

② 大規模買付者の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)及び特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいう。)

③ 当社取締役会が当社独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者

(a) 上記①から本③までに該当する者から当社の承認なく本A新株予約権を譲り受け又は承継した者

(b) 上記①から本③までに該当する者の「関係者」。なお、「関係者」とは、上記①から本③までに該当する者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関係者」の判断においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案する。

(2) 本A新株予約権者は、当社に対し、上記(1)の非適格者に該当しないこと(第三者のために行使する場合には当該第三者が上記(1)の非適格者に該当しないことを含む。)についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理

的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合その他非適格者に該当しないと当社が認めた場合に限り、本A 新株予約権を行使できる。

- (3) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本A新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本A新株予約権を行使できる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本A 新株予約権を行使できる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。
- (4) 上記(3)の条件の充足の確認は、上記(2)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによる。
- (5) 各本A新株予約権の一部行使は、できない。

11. 本A新株予約権の譲渡制限

本A新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

12. 本A新株予約権の取得

- (1) 2021年9月1日以降に当社取締役会が決議した場合は、同取締役会で定める取得日に、全ての、当該取得日時点で未行使であり、第10項(1)及び(2)の規定に従い行使可能な本A新株予約権(下記(2)において「行使適格本A新株予約権」という。)につき、取得に係る本A新株予約権の数に、本A新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の当社普通株式を対価として、本A新株予約権者(当社を除く。)の保有する本A新株予約権を、当社は取得できる。
- (2) 2021年9月1日以降に当社取締役会が決議した場合は、同取締役会で定める取得日に、当該取得日時点で未行使である行使適格本A新株予約権以外の全ての本A 新株予約権につき、取得に係る本A新株予約権と同数の当社新株予約権で非適格者による行使に一定の制約が付されたもの(別紙第1回B新株予約権に記載する内容のものとする。)を対価として、本A新株予約権者(当社を除く。)の保有する本A新株予約権を、当社は取得できる。
- (3) 当社は、2021年9月末日までの間はいつでも、当社が本A新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本A新株予約権を無償で取得できる。
- (4) 上記(1)及び(2)に基づく本A新株予約権の取得に関する条件充足に関しては、第10項(2)に定める手続に準じた手続により確認する。

13. 本A新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本A新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額と

し、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

14. 本A新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本A新株予約権を行使する場合、第 8 項記載の本A新株予約権を行使できる期間中に第 16 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知する。
- (2) 本A新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本A新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 17 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込む。
- (3) 本A新株予約権の行使請求の効力は、第 16 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本A新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

15. 新株予約権証券の不発行

当社は、本A新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

16. 行使請求受付場所

当社総務部

17. 払込取扱場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

18. その他

上記に定めるもののほか、本A新株予約権発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当社代表取締役社長に一任する。

(別紙) 第 1 回B新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

第 1 回B新株予約権 (以下「本B新株予約権」という。)

2. 本B新株予約権の目的である株式の種類及び数

本B新株予約権 1 個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式 1 株とする。

3. 本B新株予約権の行使期間

2021 年 10 月 1 日から 2036 年 9 月末日までとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本B新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記(2)で定義される。）に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本B新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

5. 本B新株予約権の行使の条件

- (1) 本B新株予約権の保有者は、次のいずれかの条件を満たさない場合（第三者のために行使する場合には当該第三者が次のいずれかの条件を満たさない場合を含む。）には、本B新株予約権を行使できない。
 - ① 本B新株予約権の保有者が大規模買付行為等（下記(4)で定義される。）を継続しておらず、かつ、その後も大規模買付行為等を実施しないことを誓約した場合であること。
 - ② (i) 本B新株予約権の保有者の株券等保有割合（以下で定義される。）（但し、本項において、株券等保有割合の計算に当たっては本B新株予約権の保有者やその共同保有者（以下で定義される。）以外の非適格者（以下で定義される。）についても当該本B新株予約権の保有者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本B新株予約権は除外して算定する。）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っているとき、又は(ii) 本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%以上である場合において、本B新株予約権の保有者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分し、当該処分を行った後における本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%を下回ったときは、本B新株予約権の保有者その他の非適格者は、本B新株予約権につき、本B新株予約権の行使後の本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社取締役会が認める割合が20%を下回る範囲内でのみ行使できる。
- (2) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本B新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本B新株予約権を行使できる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本B新株予約権を行使できる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。
- (3) 非適格者とは、以下の①乃至④に該当する者を意味する。
 - ① 本B新株予約権の保有者
 - ② 本B新株予約権の保有者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）

- ③ 本B新株予約権の保有者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいう。）
- ④ 当社取締役会が以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
- (a) 上記①から本④までに該当する者から当社の承認なく本B新株予約権を譲り受け又は承継した者
- (b) 上記①から本④までに該当する者の「関係者」。なお、「関係者」とは、上記①から本④までに該当する者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案する。
- (4) 「大規模買付行為等」とは、
- ① 特定株主グループ（以下で定義される。）の議決権割合（以下で定義される。）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の買付行為（公開買付けの開始を含むが、それに限らない。）
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の買付行為（公開買付けの開始を含むが、それに限らない。）、又は③上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含む。以下、本③において同じ。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（但し、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限る。）を意味する（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除く。）。

「特定株主グループ」とは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含む。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。）並びに (iii) 上記 (i) 又は (ii) の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金

融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいう。)を意味する。

「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮される。）又は (ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいう。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計をいう。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいう。）及び総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいう。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照できる。

- (5) 上記(4)③における「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判断は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行う。
- (6) 上記(4)③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断する。なお、当社取締役会は、上記(4)③所定の要件に該当するか否かの判断に必要な情報の提供を求めることがある。
- (7) 上記(2)の条件の充足の確認は、当社取締役会が定めるところによる。
- (8) 各本 B 新株予約権の一部行使は、できない。

6. 本 B 新株予約権の譲渡制限

本 B 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 本 B 新株予約権の取得

当社は、本 B 新株予約権が交付された日から 10 年を経過する日以降、11 年を経過する日までの間において当社取締役会が別途定める日（以下「本 B 新株予約権取得日」とする。）において、未行使の本 B 新株予約権が残存するときは、当該本 B 新株予約権の全て（但し、行使条件が充足されていないものに限る。）を、本 B 新株予約権取得日時点における当該本

B新株予約権の公正価額に相当する金銭を対価として取得できる。

8. 本B新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本B新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 本B新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本B新株予約権を行使する場合、第3項記載の本B新株予約権を行使できる期間中に第11項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知する。
- (2) 本B新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第12項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込む。
- (3) 本B新株予約権の行使請求の効力は、第11項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

10. 新株予約権証券の不発行

当社は、本B新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

11. 行使請求受付場所

当社総務部

12. 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

13. その他

上記に定めるもののほか、本B新株予約権の内容に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当社代表取締役社長に一任する。

以上